

## 第10章 懲 罰

## 第1節 総則

## 第162条〔趣旨〕

- ① 本章の規定は、次項以下に定める者に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。
- ② 以下に掲げる個人(以下本章において「選手等」という)
  - (1) 定款第10条に規定する評議員
  - (2) 定款第23条第1項に規定する理事および監事
  - (3) 定款第31条に規定する名誉役員
  - (4) 定款第40条第3項に規定する職員
  - (5) 定款第39条に規定する専門委員会を構成する委員長および委員
  - (6) 本規程第42条の2に規定する規律委員会を構成する委員長および委員
  - (7) 本規程第92条に規定する選手
  - (8) 本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者
  - (9) 定款第41条に規定する加盟団体(都道府県バスケットボール協会。以下、本条において「都道府県協会」という。)および定款第42条に規定する各種の連盟(以下、本条において「各種の連盟」という。)の役員
- ③ 以下に掲げる団体(以下本章において「加盟・登録団体」という)
  - (1) 都道府県協会
  - (2) 各種の連盟
  - (3) 本規程第62条に規定する加盟チーム、ブロックバスケットボール協会

## 第163条〔違反行為に対する懲罰〕

- ① 本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程(以下、本章において「本規程等」という)に違反した場合(以下、「違反行為」という)は、本章および別途定める「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」、その他これに付随する諸規程の定めるところにより、懲罰を科することができる。
- ② 前項に定める加盟・登録団体および選手等には、懲罰を行う時に本協会への登録がない場合においても、違反行為時に本協会への登録があった者も含むものとする。

## 第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科することができるものとする。

## 第2節 懲罰の種類

## 第164条〔懲罰の種類等〕

本協会による、加盟・登録団体および選手等の違反行為(競技および競技会に関連するものならびにドーピング禁止に関連するものを除く)に対する懲罰の種類、内容および決定方法は、「倫理規程」およびこれに付随する規程の定めるところによる。

## 第165条～第174条(削除)

## 第3節 懲罰の決定

## 第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

- ① 次2項を除く違反行為に対する懲罰については、「裁定規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。
- ② 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、「規律規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、規律委員会の調査および審議を経て、事務総長が決定する。本項による決定が行われた場合には、事務総長は、これを理事会に報告する。
- ③ ドーピング禁止に関する違反行為(第11章)に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

## 第176条〔裁定委員会および規律委員会の答申の尊重〕

- ① 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。
- ② 事務総長は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

## 第176条の2〔復権〕

第175条第1項により科された懲罰については、理事会は、懲罰を科した後の事情を考慮し、「復権手続規程」の定

めるところにより、将来に向かってその懲罰を解除することができる。

第177条～第178条(削除)

第4節 (削除)

第179条～第187条(削除)